

ちば男女共同参画基本計画
新ハーモニープラン

後期計画
平成23年度～27年度

ちば男女共同参画基本計画 新ハーモニープラン(後期計画) 骨子

1 計画の見直しにあたって

(1) 計画見直しの趣旨

ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープランは、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」(平成15年4月施行)に基づき、男女共同参画についての施策や、市民、事業者の取組みを総合的かつ計画的に進めるための基本計画です。

計画期間は平成17年度から27年度までの11年間ですが、この間、社会経済環境の変化や計画の推進状況などに応じて、随時、計画の見直しを行うこととしており、計画の中間年にあたる平成22年度、国の動向や市民意識調査の結果等も参考に、後期に向けて、より効果的に施策を展開するため、計画の見直しを行います。[改定時期：平成23年3月]

(2) 計画の位置づけ

①ハーモニー条例第9条に基づく計画で、「ちば女性計画・ハーモニープラン」、「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」に次ぐ、千葉市の第3次計画です。

②「男女共同参画社会基本法」の第14条に規定されている「市町村男女共同参画計画」です。千葉市の上位計画や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や千葉県の男女共同参画計画を勘案した計画です。

(3) 計画の期間

平成23～27年度の5年間とします。(後期計画)

(4) 進行管理

男女共同参画社会の形成に向けて、千葉市の状況がどの程度進んだのか検証するため、各基本目標ごとに指標を設定します。

また、施策の実施状況を把握するため、年次報告を作成し、千葉市男女共同参画審議会からの評価を受けたくうえで公表します。

2 計画見直しの要点

(1) ハーモニー条例に基づく8つの基本目標は、今回の見直しでは変更しないこととします。

(2) 重点的に実施する施策について

計画の推進状況や市民意識調査の結果から、計画後期に向けて重点的に実施する施策を見直します。また、併せて施策の方向性を確認し、見直します。

<見直し前>

- ①男女ともに働きやすい職場づくり
- ②性別による人権侵害の防止
- ③「夢はぐくむちば子どもプラン(千葉市次世代育成支援行動計画)」と「ひとり親家庭あんしんプラン(千葉市ひとり親家庭等自立支援計画)」に関連する施策

<見直し後>

- ①男女ともに働きやすい職場づくり
- ②性別による人権侵害の防止
- ③「夢はぐくむちば子どもプラン(千葉市次世代育成支援行動計画(後期計画))」[※]に関連する施策
※「ひとり親家庭あんしんプラン」と一体のものとして策定
- NEW** ④活動拠点としての男女共同参画センターの利用促進

(3) 具体的事業について(平成22年度現在)

市の組織改正後の所管、事業の現状を確認し整理するとともに、新たに取組む事業を盛り込みます。

【主な新規事業等】

- ①DV防止基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センター(仮称)の設置
配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援のための取組みを促進します。
- ②男女共同参画推進事業者登録制度の実施
仕事と家庭生活の両立支援等、男女がともに働きやすい職場づくりが促進されるよう、事業者の取組みを支援します。
- ③活動拠点としての男女共同参画センターの利用促進
施策の充実・利用促進を図るため名称を変更し、具体的事業の内容を充実させていきます。

(4) 基本目標ごとに設定する指標について

各指標項目の推進状況に応じて見直しを行い、計画後期に向けた適切な指標を設定します。

見直し前 28項目 ⇒ 見直し後 30項目

ちば男女共同参画基本計画 新ハーモニープラン

基本目標

施策の方向性

1.男女平等と人権の尊重

- ◎配偶者等からの暴力の防止と被害への対応 
- ◎セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応 
- ◎国際的な視点に立った交流と連携の推進

2.政策決定の過程における男女共同参画の推進

- ◎市や附属機関などの方針決定過程における男女の参画促進
- ◎男女共同参画を推進する体制の強化

3.教育の分野における男女共同参画の推進

- ◎男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進
- ◎家庭や地域における学習機会の充実

4.雇用の分野における男女共同参画の推進

- ◎職場における男女の機会均等 
- ◎多様な働き方を可能にする雇用環境の整備 
- ◎男女の職業能力の開発と向上
- ◎ゆとりある働き方の促進

5.自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進

- ◎自営の商工業や農林水産業等に従事する男女の協働の確立
- ◎起業に対する支援

6.家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援

- ◎男女がともに担う家庭生活づくり 
- ◎男女がともに担う地域社会づくり
- ◎仕事と家庭生活等の両立を支援する職場づくり 
- ◎ひとり親家庭への支援 

7.男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

- ◎男女共同参画を推進する民間団体への支援
- ◎男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

8.生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援

- ◎性や健康への理解の促進と健康づくり
- ◎妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援
- ◎生涯にわたる健康を支援する医療の充実
- ◎高齢者や障害者の自立支援と社会参加

男女共同参画社会形成のための活動拠点 ＜男女共同参画センター＞

千葉市では、男女共同参画社会形成のための拠点施設として、平成11年に女性センターを開設しました。女性センターは男女平等をめざす市民の方の様々な活動や学習を支援するために5つの機能を有しています。

なお、平成23年4月から「男女共同参画センター」に名称を変更し、さらなる施策の充実及び利用促進を図ります。

＜5つの機能＞

- 1 調査機能 男女共同参画を進めるための調査や研究
- 2 情報機能 男女共同参画社会の形成推進のための様々な情報の収集・提供
- 3 相談機能 専門員による各種相談
- 4 研修機能 男女共同参画への認識と理解を深めるための各種講座・イベントの実施
- 5 交流機能 団体などの交流・ネットワークの支援等の事業の実施

各基本目標の概要

基本目標 1

男女平等と人権の尊重

男女は平等であり、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、人権を著しく侵害する行為は男女共同参画社会を形成する上で克服すべき課題です。

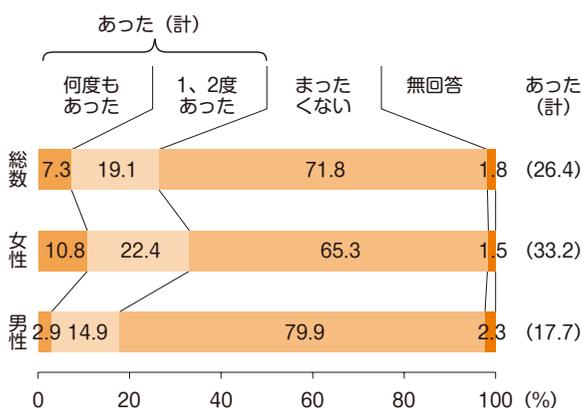
そのため、これらの行為の防止や被害への対応、犯罪が起こりにくい安全なまちづくりを推進します。

また、男女共同参画に関する国際社会の動きを千葉市の取組みに活かすとともに、国際交流を推進します。

施策の方向性

- 1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応 **重点**
- 2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応 **重点**
- 3 国際的な視点に立った交流と連携の推進

配偶者からの被害経験（性別）



資料）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成20年）より作成

基本目標 2

政策決定の過程における男女共同参画の推進

千葉市の政策決定過程に、男女の意見が十分に反映されることは、男女共同参画の視点に立った施策の展開につながり、男女共同参画社会の形成に大変重要な意味を持ちます。

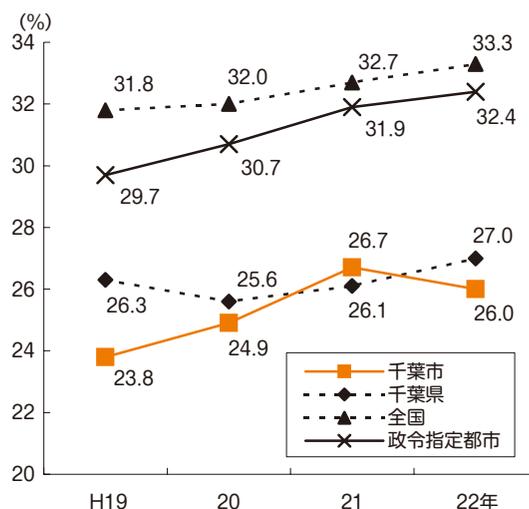
そのため、附属機関への女性委員の登用について、目標値を設定し、女性委員の積極的な登用を促進します。

また、市職員の意識啓発を行い、仕事と家庭の両立を支援するとともに、千葉市の男女共同参画推進体制を強化します。

施策の方向性

- 1 市や附属機関などの方針決定過程における男女の参画促進
- 2 男女共同参画を推進する体制の強化

附属機関等の女性委員の割合



（千葉市については平成22年は附属機関のみ）

資料）内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

基本目標 3

教育の分野における 男女共同参画の推進

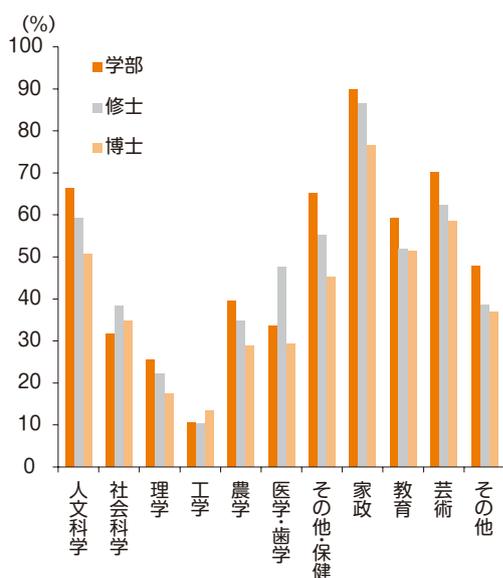
男女共同参画社会の形成には、一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが重要です。家庭や学校、地域社会などにおいて、男女平等や人権に関する教育や学習の機会を拡充することで、男女共同参画意識の醸成や、男女共同参画社会の形成に向けた主体的な取組みを促進します。

また、市民の一人ひとりが、男女平等や男女共同参画を身近な問題としてとらえることができるよう、様々な学習機会を提供するとともに、「男女共同参画センター」の機能を拡充します。

施策の方向性

- 1 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進
- 2 家庭や地域における学習機会の充実

専攻分野別にみた学部生・院生に占める女性割合



資料) 内閣府「男女共同参画社会の実現を目指して」(2009年6月改定)より作成

基本目標 4

雇用の分野における 男女共同参画の推進

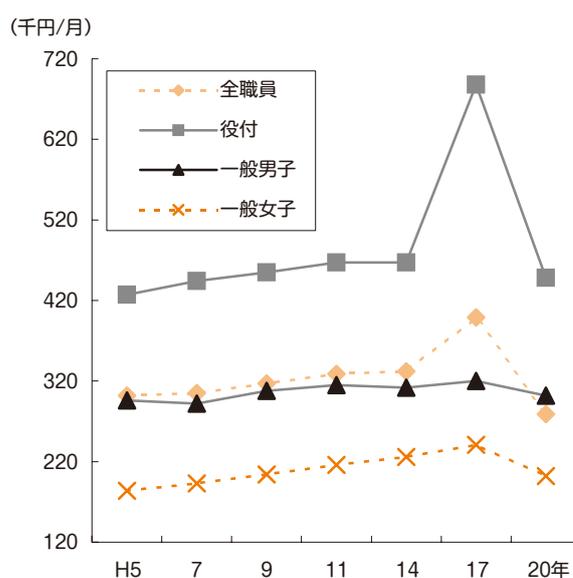
男女の賃金や仕事の内容などを比較すると、いまだ格差が見られます。そのため、「男女雇用機会均等法」など関連する法制度の周知や相談事業などにより、職場における男女の機会均等を図るとともに、職業能力の開発と向上を支援します。

さらに、ライフスタイルにあわせた多様な働き方が可能となるよう、就職や再就職、仕事と家庭の両立を支援し、労働時間短縮や休暇取得促進などの取組みを推進します。

施策の方向性

- 1 職場における男女の機会均等  重点
- 2 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備  重点
- 3 男女の職業能力の開発と向上
- 4 ゆとりある働き方の促進

職位別賃金の推移



資料) 千葉市「千葉市労働概要調査報告書」(平成20年度)より作成

基本目標 5

自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進

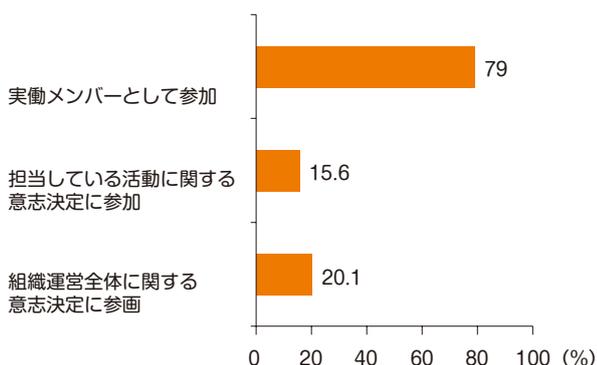
自営の商工業や農林水産業などの分野では、男女ともに重要な担い手でありながら、生産活動や地域の方針を決定する過程においては、女性の参画が遅れていると言われてしています。そのため、経営方針などを決定する際に、男女がともに参画し、協力し合うよう、男女共同参画意識の醸成を促進します。

また、性別や年齢に関係なく能力を発揮できる場として、起業が注目を集めています。起業による地域社会の活性化も期待されています。そこで、男女ともに起業しやすい環境づくりを行います。

施策の方向性

- 1 自営の商工業や農林水産業等に従事する男女の協働の確立
- 2 起業に対する支援

集落営農組織運営への女性の参画状況



厚生労働省「平成20年度 食料・農業・農村白書」より作成

基本目標 6

家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援

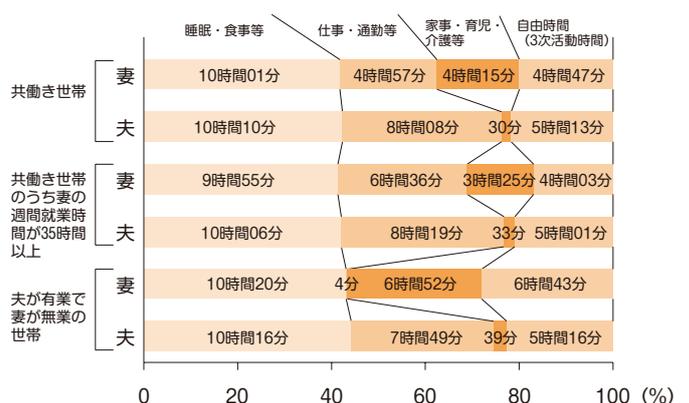
男性も女性もバランスよく仕事と家庭を両立し、家族としての責任を分かち合うためには、「男は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担が大きな問題となっています。そのため、家事や仕事と家庭生活、地域活動などが調和した生活の実現に向けて、男女がともに家事や育児、介護などに携わり、仕事や地域活動に参画しやすい環境づくりを支援します。

また、ひとり親家庭の経済的な安定や、仕事と育児の両立などについて支援します。

施策の方向性

- 1 男女がともに担う家庭生活づくり **重点**
- 2 男女がともに担う地域社会づくり
- 3 仕事と家庭生活等の両立を支援する職場づくり **重点**
- 4 ひとり親家庭への支援 **重点**

妻の就業状況別夫婦の生活時間



資料) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成

基本目標 7

男女共同参画を推進する 民間団体との連携と支援

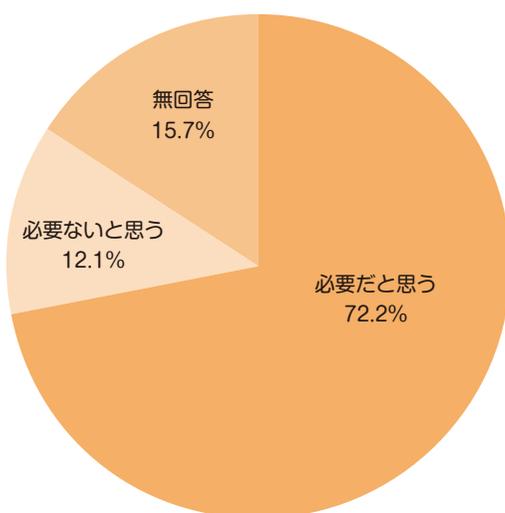
男女共同参画社会の実現に向け、民間団体には、「生涯学習の場の提供」や「男女共同参画についての情報提供」などの役割が期待できます。また、本計画を推進する上でも、千葉市と民間団体が、対等な立場で協力し合うことが重要です。そのため、市民が男女共同参画を推進する活動を行う基盤として、民間団体の活動や人材の育成を支援します。

さらに、男女共同参画社会の形成に向けて、民間団体や市民、行政、企業、学校などの多様な交流と連携を推進します。

施策の方向性

- 1 男女共同参画を推進する民間団体への支援
- 2 男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

民間団体に対する行政支援の必要性



資料) 内閣府「市民活動団体等基本調査報告書」(平成20年度)より作成

基本目標 8

生涯にわたる心身の健康と 性に関する理解への支援

男女が互いの性や健康を理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に向け、大変重要なことです。

そのため、性や健康に関する理解の促進を図るとともに、心身の健康の維持・増進を支援します。

また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

さらに、年齢や障害などに関わらず、誰もが自立し、いきいきと暮らすための支援を行います。

施策の方向性

- 1 性や健康への理解の促進と健康づくり
- 2 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援
- 3 生涯にわたる健康を支援する医療の充実
- 4 高齢者や障害者の自立支援と社会参加

総患者数の男女差が多い病気

病名	性別患者数(千人)	
	男性	女性
男性に多い病気		
痛風	100	5
アルコール性肝疾患	31	4
膀胱の悪性新生物	47	17
急性心筋梗塞	38	11
陳旧性心筋梗塞	67	21
女性に多い病気		
骨粗しょう症	28	466
甲状腺炎	3	48
色素異常症	7	50
カンジタ症	4	48
全身性エリテマトーデス (SLE)	4	34

資料) 厚生労働省「患者調査」(平成20年)より作成

新ハーモニープランにおける指標一覧

基本目標	指標項目	現状値	最終目標年度目標値
1	NEW 配偶者等からの暴力の相談場所を知っている人の割合	平成18年度 65.3%	平成27年度 100%
	「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	平成21年度 36.7%	平成27年度 増加
	家庭生活において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	平成21年度 31.6%	平成27年度 増加
2	附属機関の女性委員の割合	平成22年4月 26.0%	できるだけ早期に30%達成を目指す。達成した時点で新たな目標値を設定する。
	女性委員がいない附属機関の数	平成22年4月 6	平成27年度 0
	NEW 女性職員の管理職への登用	平成22年度 12.7%	平成25年度 14%
	NEW 市職員の配偶者の出産休暇取得率	平成21年度 未集計	平成26年度 100%
	NEW 市男性職員の育児参加休暇取得率	平成21年度 18.9%	平成26年度 100%
	市男性職員の育児休業取得率	平成21年度 0%	平成26年度 10%
	市職員の年次有給休暇取得日数	平成21年度 13.4日	平成26年度 16日以上
3	学校教育の場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	平成21年度 52.9%	平成27年度 増加
	NEW 「学校の勉強が好きだ」と肯定的に回答する児童の割合	平成22年度 小5年 70% 中2年 40%	平成27年度 小5年 80% 中2年 50%
	NEW 男女共同参画推進事業者登録制度の延べ登録件数	-	平成27年度 95件
4	男女の賃金格差	平成20年度 一般男子を100とすると 一般女子は66.9	平成27年度 100に近づける
	育児期にある女性（35-39歳）の労働力率	平成17年度 国 63.7% 千葉市 56.0%	平成27年度 国の値を上回る
	職場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	平成21年度 13.5%	平成27年度 増加
	創業相談件数	平成21年度 974件	目標値は設定せず、 推移を見る
5	女性起業家・グループ数（農業）	平成21年度 起業家：14 グループ：3	増加
	NEW 家族経営協定締結農家数	平成21年度 12件	目標値は平成23年度策定
	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、子育てリラックス館の整備）	平成21年度 17か所	平成26年度 24か所
6	保育所の受入児童数を増やす	平成21年度 10,906人	平成26年度 12,805人
	延長保育の実施保育所数	平成21年度 97か所	平成26年度 122か所
	一時預かり事業の実施保育所数	平成21年度 19か所	平成26年度 37か所
	産休明け保育事業	平成21年度 96か所	平成26年度 121か所
	男女共同参画センターの「は～もねっと」登録団体数	平成22年3月 41団体	平成27年度 60団体
7	NEW 男女共同参画センターの利用者数	平成21年度 93,700人	平成27年度 113,000人
	特定健康診査の実施率	平成21年度 32.8%	平成24年度 65%
	特定保健指導の実施率	平成21年度 17.7%	平成24年度 45%
	NEW 性感染症に関する正しい知識をもっている高校生の割合（思春期）	平成21年度 AIDS 83.6% クラミジア 16.7%	平成24年度 100%
	NEW 母親＆父親学級で、出産に向けて主体的に取り組んでいるとする人の割合	平成21年度 67.6%	平成24年度 増加

千葉市市民局生活文化部男女共同参画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

(電話) 043-245-5060

<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/>

